



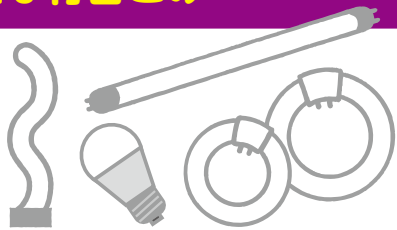
# 有害ごみ

## チェックポイント

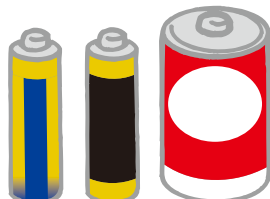
- 蛍光管・LED・電池・加熱式たばこは資源ごみ収集の時に分別して出してください。
- 電池は種類別にわけず、透明なビニールの袋に入れて出してください。
- 加熱式たばこは、透明なビニールの袋に入れて出してください。
- 水銀体温計、水銀血圧計などは、役場本庁舎・支所・出張所・かりん健康センターの窓口で回収します。

## 主な有害ごみ

➡ 詳しくは20ページ以降の一覧をご覧ください。

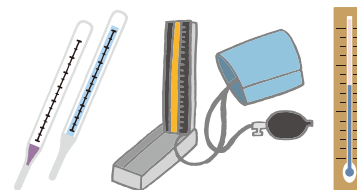


蛍光管・LED



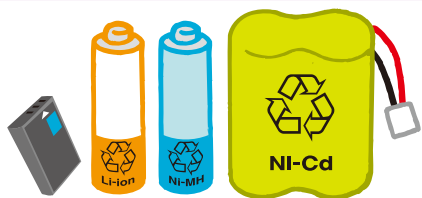
筒型乾電池

## 窓口回収します



## 水銀体温計・水銀血圧計・ 水銀温度計

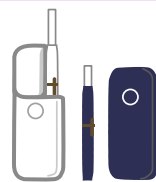
まんのう町役場本庁舎・琴南支所・  
仲南支所・美合出張所・かりん健康  
センターの窓口で回収します。



充電電池



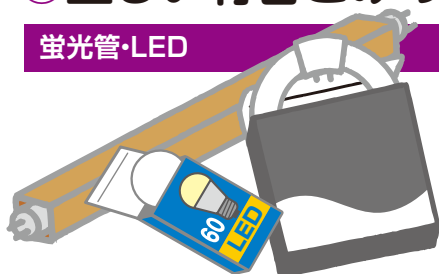
ボタン電池



加熱式たばこ

## ◎正しい有害ごみの出し方

### 蛍光管・LED



購入時のケース（紙筒・箱等）に入れて出してください。処分してしまった場合は危険のないように新聞紙で包んでください。

### 電池



透明なビニールの袋に入れて出してください。

### 加熱式たばこ



## 不法投棄は犯罪です！



しない、させない、許さない！ 不法投棄

### ●不法投棄とは

不法投棄とは、処分場以外の土地に廃棄物を捨てたり埋めたりする行為です。

廃棄物処理法第5条の規定で、不法投棄物を処理すべきはその投棄者ですが、投棄者が判明しない場合は、土地の所有者や管理者が処理しなければなりません。国公有地等では、国県市町村や関係機関が収集するほか、地域のボランティア団体や自治会などにご協力いただいておりますが、収集された投棄物の処分費用は税金から支払われています。

### ●不法投棄は犯罪です！

不法投棄は、摘発されると5年以下の懲役又は、1,000万円（法人には3億円）以下の罰金もしくは、その両方が科せられます。

検挙されると、捨てた廃棄物を集めて処分をする費用を負担した上に、多額の罰金を徴収され、最初から適正に処分する何倍も負担することになります。

### ●不審な現場を見かけたら

不法投棄をしている者や、犯人を特定できる証拠品を見つけたときは「日時」「場所」「投棄物の種類」「投棄者の特徴」「車両ナンバー」などを記録して、まんのう町住民生活課又は琴平警察署へ通報してください。

ただし、不法投棄者に接触するのは危険ですので避けてください。